

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【公表番号】特表2015-531745(P2015-531745A)

【公表日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-068

【出願番号】特願2015-530020(P2015-530020)

【国際特許分類】

C 04 B 41/85 (2006.01)

C 04 B 38/00 (2006.01)

B 01 D 39/20 (2006.01)

B 01 D 46/00 (2006.01)

【F I】

C 04 B 41/85 C

C 04 B 38/00 3 0 4 Z

B 01 D 39/20 D

B 01 D 46/00 3 0 2

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年2月17日(2016.2.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粒径分布を有する耐火性充填剤と、

有機結合剤と、

無機結合剤と、

液状ビヒカルと、

を含む、複数の平行な溝を有するハネカム体に施用するための組成物において、

前記耐火性充填剤、該耐火性充填剤の前記粒径分布、前記有機結合剤、および前記無機結合剤が、前記組成物を施用して前記ハネカム体の複数の溝を塞ぐとき、それから形成される複数のプラグが、所定の断面サイズの溝について、深さ範囲が平均プラグ深さの30%未満であるような平均プラグ深さおよび深さ範囲を有するように、選択されたものである、組成物。

【請求項2】

前記平均プラグ深さが7ミリメートル未満であり、

前記耐火性充填剤が、コーディエライト、ムライト、チタン酸アルミニウム、炭化ケイ素、窒化ケイ素、アルミニン酸カルシウム、ベータ-ユークリプタイト、およびベータ-ユウ輝石からなる群から選択される少なくとも1つの無機粉末を含むことを特徴とする、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記組成物が200未満の温度において硬化するものであり、

前記無機粉末の中央粒径(D_{50})が25~40マイクロメートルであることを特徴とする、請求項2記載の組成物。

【請求項4】

前記無機結合剤がゲル化無機結合剤を含むことを特徴とする、請求項1から3いずれか

1項記載の組成物。

【請求項 5】

多孔性セラミック溝壁と境界を接する複数の平行な溝を有する多孔性セラミックハニカム体において、選択された溝が、前記溝壁に永久的に封止されるプラグを有し、前記プラグが、請求項1～4いずれか1項記載の組成物を含むものであることを特徴とする、多孔性セラミックハニカム体。

【請求項 6】

粒径分布を有する耐火性充填剤と、
有機結合剤と、
無機結合剤と、
液状ビヒクルと、

を含む組成物を、複数の平行な溝を有するハニカム体に施用する工程を含む、充填組成物をハニカム体に施用するための方法において、

前記組成物を施用して前記ハニカム体の複数の溝を塞ぐとき、それから形成される複数のプラグが、所定の断面サイズの溝について、深さ範囲が平均プラグ深さの30%未満であるような平均プラグ深さおよび深さ範囲を有するように、前記耐火性充填剤、該耐火性充填剤の前記粒径分布、前記有機結合剤、および前記無機結合剤が選択されることを特徴とする、方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

耐火性充填剤の粒径分布は、予め決められた特定の範囲内に入り得る。その点に関して、驚くべきことに、有機結合剤および無機結合剤の特定の組合せと併せて、耐火性充填剤の粒径分布を特定の範囲内に維持することによって、プラグの深さのばらつきの低減を可能にする充填組成物をもたらすことができるこことを出願人らは見出した。特に、有機結合剤および無機結合剤の特定の組合せと併せて、耐火性充填剤の粒径分布を特定の範囲内に維持することによって、ハニカム体の溝を得られた組成物で塞ぐことができ、溝内への組成物の流入はシネレシスのために制限されることを出願人らは見出した。組成物がさらに溝内に浸透するにつれて、流れの速度が低下して最終的に止まる。これによって、より緩慢に流れる溝内の充填組成物が、初期により速く流れる溝内の充填組成物に追いつくことができる。したがって、この現象は、プラグの深さのばらつきを低減する。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

特定の典型的な実施形態において、前記無機粉末のD₁₀が少なくとも4マイクロメートル、例えば少なくとも6マイクロメートル、さらに例を挙げれば少なくとも8マイクロメートル、およびさらに例を挙げれば少なくとも10マイクロメートルであり、例えば4～16マイクロメートル、さらに、例えば8～14マイクロメートル、およびさらに、例えば10～12マイクロメートルである。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

特定の典型的な実施形態において、前記無機粉末のD₉₀が少なくとも55マイクロメートル、例えば少なくとも65マイクロメートル、さらに例を挙げれば少なくとも75マイクロメートル、およびさらに例を挙げれば少なくとも85マイクロメートルであり、例えば55～120マイクロメートル、さらに、例えば75～110マイクロメートル、およびさらに、例えば85～100マイクロメートルである。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

特定の典型的な実施形態において、前記無機粉末の、中央粒径(D₅₀)が15～50マイクロメートル、さらに例を挙げれば中央粒径(D₅₀)が20～45マイクロメートル、およびさらに例を挙げれば中央粒径(D₅₀)が25～40マイクロメートル、およびさらに例を挙げれば中央粒径(D₅₀)が30～35マイクロメートルであり、D₁₀が4～16マイクロメートル、さらに、例えば8～14マイクロメートル、およびさらに、例えば10～12マイクロメートルであり、およびD₉₀が55～120マイクロメートル、さらに、例えば75～110マイクロメートル、およびさらに、例えば85～100マイクロメートルである。